

京都市告示第 108 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 5 月 14 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|---------|--|---------------|---------------------|
| 久世99号線 | 南区久世築山町1番地の5地先から 同区久世大築町228番地の1地先まで | メートル 60.60 | メートル 5.94 ~ 9.11 |
| 久世100号線 | 南区久世築山町2番地地先から 同町7番地の1地先まで | 63.00 | 5.94 ~ 9.63 |

(建設局土木管理部道路明示課)